



悪い鬼を追い払え!

中通保育所・節分の豆まき

2月3日(水)、町内の各保育所で節分の豆まきが行われました。

中通保育所でも、「鬼は〜外!」と、子どもたちが大きな赤鬼めがけて元気よく豆を投げつけました。(12ページに関連記事)

広報 なかのしま

1999.2月号

CONTENTS

確定申告はお早めに	2~7
1月臨時町議会報告	8
交通災害共済に加入しましょう	9
カメラ散歩	12~13

この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています

休日夜間在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/14	内島医院 (☎66-2446)	寺師医院 (☎62-0137)
2/21	見附市立病院 (☎62-2800)	
2/28	星野(弘)医院 (☎62-0998)	石川医院 (☎66-2140)
3/7	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/14	田崎医院 (☎62-1122)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/21	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/22	山喜医院 (☎62-0646)	金井医院 (☎62-0116)
3/28	星野(幸)医院 (☎66-2103)	見附南医院 (☎63-4477)
4/4	見附市立病院 (☎62-2800)	

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

◎2月のおはなしひろば【会場…町民文化センター】2/27(土) 午後2:00~3:00



¥ 今月の納税等

- 固定資産税(第4期)
- 国民健康保険税(第10期)
- 国民年金(2月分)

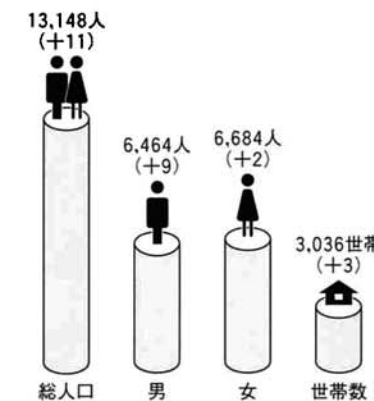
*納付は便利な口座振替をご利用ください。

中之島町図書館休館日

2/1月・8月・11月・15月・16月・17月・18月・22月
※16日~18日は図書整理期間のため
3/1月・8月・15月・21月・22月・29月

人口と世帯数

1月末日現在(前月比)



今年に入り、県内でも幼児を含む10人以上の方がインフルエンザが原因で亡くなっています。「たかが、かぜくらい」「などとのんきに構えていると、思わぬ落とし穴にはまってしまふことがあります。体力の弱っている高齢者や乳幼児、持病のある方は、特に注意が必要です。

インフルエンザの多くは、かぜよりも症状が激しく、38・5度以上の熱が続く、激しいせきがある、のどが強く痛む、関節痛、筋肉痛、腰痛等の痛みがあるなどの症状があらわれ、また、肺炎や脳炎等の合併症をおこしやすいのも特徴です。

＜予防のために＞

- ①うがい、手洗い、洗面等による感染の予防。
- ②睡眠や休養を十分にとり、体調を整えておく。
- ③症状が出たら、すぐに最寄りの医療機関に受診する。特に、小さな子どもは症状が急変することがあるので注意が必要。
- ④できる限り人込みを避ける。

※予防接種について
・予防接種は、症状を軽くしたり、重い合併症を防ぐ効果があります。
・接種に際しては、個々の身体状況や副作用についても十分に考慮し、かかりつけの医師と相談の上、受けてください。

保健婦から

確定申告は自分で記載し正しく申告しましょう

2月16日(火)から、所得税、住民税(町・県民税)などの申告が始まります。

昨年1年間の所得を自分で計算し、正しく申告してください。また、自分で申告できない人は、納税相談を利用して3月15日(月)までに申告・納税してください。

所得税は、平成10年中に得たすべての所得とその所得にかかる税金を自らが計算し、申告・納税することを基本としています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



所得税について 特別減税が実施されます

平成10年分の所得税については、特別減税が実施されます。

この特別減税は、平成10年分所得税の納税者に對し、原則として所得税額から控除対象配偶者や扶養親族の数などに応じた一定額を控除するものです。

※次の①と②のうち、いずれか少ない方の金額を所得税額から控除します。

- ① 3万8千円+1万9千円×控除対象配偶者や扶養親族の数
- ② 平成10年分の特別減税前の所得税額

特別減税を受ける方法

給与所得者で平成10年分の年末調整が行われる人は、年末調整によって特別減税額の控除を受けることになります。事業所得や不動産所得のある人、年の途中で退職して年末調整を受けていない人や公的年金受給者などは、確定申告

告によって特別減税を受ける(又は精算する)こととなります。

確定申告は「自力記載・自力申告」を必要とするとき

確定申告は、自分自身で記載・計算して申告しましょう。申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」を参考にしてください。「申告書の書き方」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

確定申告を必要とするとき

- 次に該当する場合に、確定申告を必要とします。
 - ① 事業(農業・商工業)などを営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど、平成10年中の所得金額の合計が、基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を超えるとき
 - ② サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超えるとき
 - ③ 給与所得や退職所得以外の

白色申告者も収支内訳書が必要

事業(農業・商工業)所得者と不動産所得者は、確定申告書と一緒に収支内訳書(青色申告者は決算書)も提出しなければなりません。収支内訳書には、その年の総収入額や必要経費の内容を記載してください。

なお、平成8年及び平成9年分の事業所得などの合計額が300万円を超える場合は、自らの記帳により収支を計算しなければなりません。

青色申告制度について

青色申告制度は、一定の帳簿を備え付けて日々の取引を正しく記録し、その記録に基づき所得を計算して申告するものであり、さまざまな特典を受けられる制度です。

近年、記帳を通じて経営の近代化及び合理化を図ろうとする農業経営者が増加し、そのための指導会なども多く行われており、青色申告をする農業所得者が年々増加しています。

なお、青色申告をするためには、申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署へ提出することが必要です。

青色申告の特典

- ① 事業に係る貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合、45万円の特別控除
- ② 右記①の控除を受ける申告者以外の青色申告者は、10万円の特別控除

青色専従者給与額の必要経費算入

※このほかにも、数多くの特典を受けられます。

年金収入は雑所得になります

国民年金や厚生年金などは公的年金、生命保険や郵便年金などは私的年金です。これら年金を受取ったときには雑所得となり、所得税がかかる場合があります。

- ① 国民年金法、厚生年金保険法、農業者年金基金法、国家公務員等共済組合法など、法律に基づいて支払われる年金
- ② 恩給(一時恩給を除く)や過去の勤務に基づき、当時の使用者から支給される年金
- ③ 適格退職年金契約に基づいて支払われる退職年金

〔私的年金〕

- ① 生命保険、郵便年金、生命共済などの契約に基づいて支払われる年金
- ② 退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金

金

サラリーマンでも所得税が戻るとき

サラリーマンでも次の控除に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

〔医療費控除〕※2

自分やその家族が病気やケガをして、多額の医療費を支払ったときの控除です。医療費とは、診察や治療などを受けて直接支払った費用であり、健康保険や生命保険などで支給を受ける療養費や入院給付金などは差引きます。(例: 出産育児一時金は30万円)

医療費の主なものは次のとおりです。

- ① 医師や歯科医師に支払った診察代、治療代
- ② 治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③ 病院や診療所、老人保健施設

設又は助産所に収容されるための費用

- ④ マッサージ師、指圧師、はり師、灸師、柔道整復師などによる施術費
- ⑤ 保健婦、看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用
- ⑥ 助産婦に支払ったお産の費用

- ⑦ 通院費用、入院時の食事代や部屋代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- ⑧ 6か月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要と医師が認められた人のおむつ代

いずれの場合も、支払額を証明する領収書などの添付や提示が必要です。あらかじめ、個人別に医療機関ごとの整理と支払額の集計を済ませておいてください。

なお、おむつ代には医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。医療費は、平成10年中に支払ったものが控除の対象となります。したがって、未払いの医療費については控除の対

所得金額の合計が20万円を超えるとき

④ 給与を2か所以上からもらったとき

内職や日雇い、年金を受給しているなど、所得税の申告の必要がない場合でも住民税の申告は必要です。

なお、期限までに申告しなかったり、間違った申告をすると、不足分の税金だけでなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので注意してください。

象とはなりません。

〔雑損控除〕※3

地震・火災・風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合の控除です。これらに係るやむを得ない支出をしたときには控除が受けられます。

〔寄付金控除〕

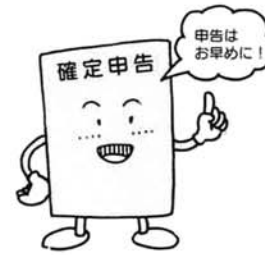
国や地方公共団体などに寄付金を支払ったとき控除されます。

〔配偶者特別控除〕※4

申告者(納税者)と生計を一にする配偶者で所得が38万円を超えていて配偶者控除は受けられない人でも、所得金額が76万円未満(給与収入額で141万円未満)であれば所得金額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。また、配偶者で所得が38万円未満(給与収入額で103万円未満)であれば配偶者控除とあわせて受けることができます。ただし、この控除は申告者の所得が1千万円を超えているときや事業専従者とした配偶者には適用されません。

〔扶養控除〕

平成10年12月31日において、



各種控除額等の計算方法

※4 配偶者控除・配偶者特別控除

妻の給与収入額 (所得金額)	配偶者控除 (定額)	配偶者特別控除 (所得によって 控除額が異なる)
103万円未満 (38万円未満)	○	○
103万円 (38万円)	○	×
103万円超141万円未満 (38万円超76万円未満)	×	○
141万円以上 (76万円以上)	×	×

○…受けられる ×…受けられない

※5 住宅取得等特別控除

住宅を居住の 用に供した日	平成10年1月1日から 平成10年12月31日まで	
各年分の 控除額 (100円未満の 端数切捨て)	①居住した年、その翌年及び翌々年 その年の借入金等の年末残高 a が 1,000万円以下 → a × 2% その年の借入金等の年末残高 a が 1,000万円超 → a × 1% + 10万円 2,000万円以下 その年の借入金等の年末残高 a が 2,000万円超 → a × 0.5% + 20万円 (最高3,000万円) (最高年35万円)	
	②4年目以降の各年 その年の借入金等の年末残高 a が 2,000万円以下 → a × 1% その年の借入金等の年末残高 a が 2,000万円超 → a × 0.5% + 10万円 (最高3,000万円) (最高年25万円)	
	控除期間	6年
	所得金額要件	3,000万円以下

※1 公的年金

$$\text{公的年金等の合計収入金額} \times \text{割合} - \text{控除額} = \text{公的年金等の所得金額}$$

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
昭和9年1月2日以後に生まれた人	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロ		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円	
昭和9年1月1日以前に生まれた人	公的年金等の収入金額の合計額が1,400,000円までの場合は、所得金額はゼロ		
	1,400,001円から2,599,999円まで	100%	1,400,000円
	2,600,000円から4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円から8,199,999円まで	85%	1,210,000円
8,200,000円以上	95%	2,030,000円	

例えば、昭和9年1月1日以前に生まれた人で「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合には、求める公的年金等に係る雑所得の金額は次のとおりとなります。

$$3,000,000円 \times 75\% - 750,000円 = 1,500,000円$$

※2 医療費控除

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

- 10万円又は所得の5% (いずれか少ない額)

注) 保険金などで補てんされる金額とは、
①健康保険などから支給される療養費や出産育児一時金等
②生命保険などから支払われる医療保険金や入院費給付金等

※3 雑損控除

$$\text{A 差引損失額} - \text{所得金額の10分の1} = \text{雑損控除額}$$

$$\text{B 差引損失額のうち災害関連支出の金額} - \text{5万円}$$

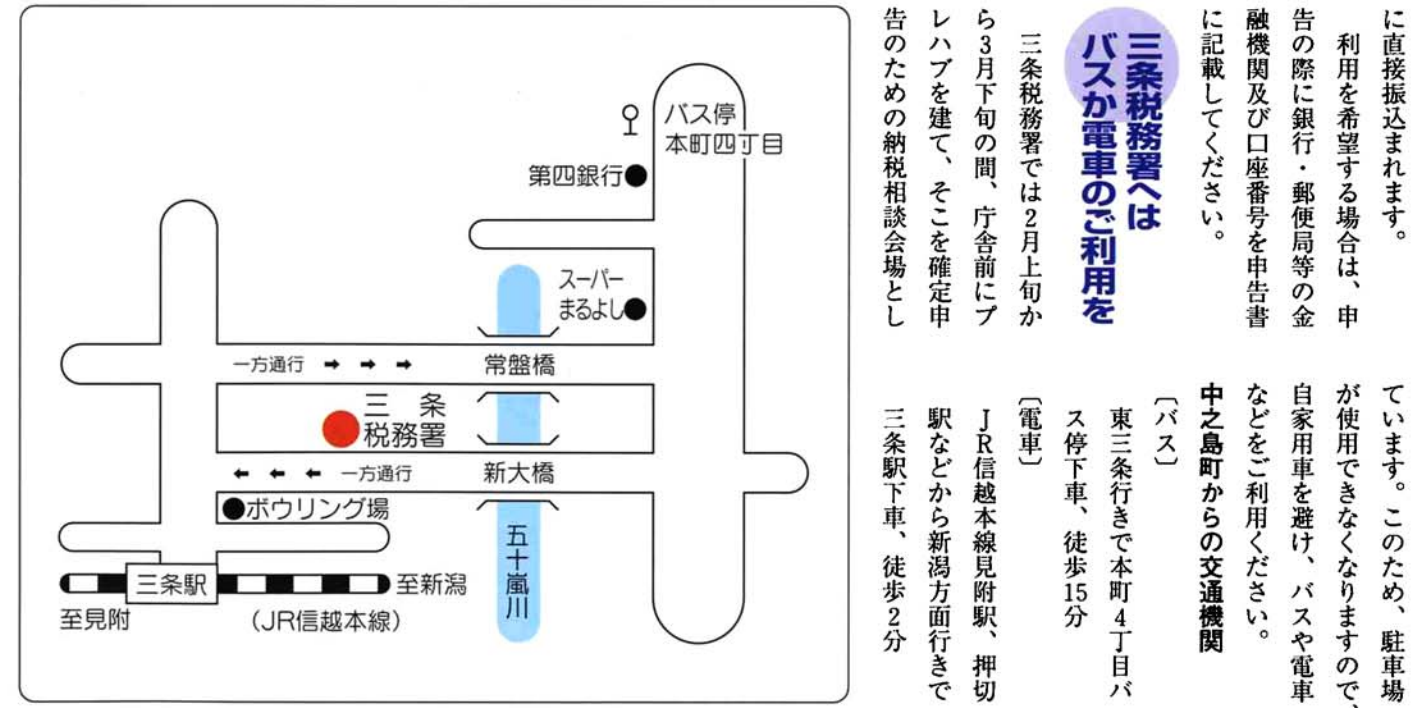
A、Bのいずれか多い方の金額を控除

* 差引損失額…損失金額 - 保険金などで補てんされる金額
* 災害関連支出…災害により壊れた住宅・家財を片付けるための費用や、豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など

申告者(納税者)と生計を一にする平成10年の所得金額が38万円以下の親族は、扶養控除の対象となります。
年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在で判定します。ただし、事業専従者とした親族は除きます。
〔住宅取得等特別控除〕※5
自分で住むための住宅を新築・購入したときに、借入残高に応じて所得税額より控除するもので、6年間受けられる特別な税額控除です。また、自己の所有する住宅の増改築などでも、工事費が100万円を超える場合には控除の対象となります。この控除は、控除を受ける最初の年に確定申告をしなければなりません。残りの5年間は年末調整で控除できます。
要件は次のとおりです。
①床面積50㎡以上240㎡以下の住宅を新築、又は中古住宅(建築後15年以内)を購入し、現に居住している
②居住した年の年収が3千万円以下
③住宅ローンの返済期間が10年以上

〔その他の場合〕
○年の途中で退職して再就職せず、年末調整を受けていないとき
○所得が少なく、配当や原稿料などで源泉徴収の税金を納めているとき
○年末調整の際に、生命保険料控除などを忘れたと
き
◇ 詳細は、納税相談の際などにお尋ねください。
◇ なお、年末調整を受け、税金の還付だけを申告するときは、「給与所得者用還付申告書」を利用すると簡単です。
住宅取得資金の贈与を受けた場合
住宅取得等特別控除を受ける人で、住宅の新築・購入にあたり父母及び祖父より資金援助を受けた場合には、贈与税の特例があります。この特例を適用すると、300万円までの住宅資金の贈与には贈与税がかかりません。贈与税の申告納付期限は、確定申告と同じ3月15日(月)までです。

要件は次のとおりです。
①資金援助を受けた年の所得が1千2百万円未満
②50㎡以上240㎡以下の住宅の新築もしくは建築後15年以内の中古住宅の購入
③5年以内に本人又は配偶者の所有する住宅に居住していないこと
所得税の振替納税制度
所得税の納付方法に振替納税制度があります。この制度を利用すると、銀行などの預貯金口座から直接振替で納税されますので、手間が省け、また、納付をうっかり忘れてしまうこともありません。
新たにこの振替制度を利用される場合は、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。
還付金の口座振込制度
所得税の還付金の受取り方に口座振込制度があります。この制度を利用すると、還付金が銀行などの預貯金口座



納税相談日程表

会場/農村環境改善センター
受付時間/午前9時~11時・午後1時~3時30分

月日	地区
2月19日(金)	町内全域(営業者) 午前9時30分~12時 午後1時~3時30分
2月25日(木)	中之島地区
2月26日(金)	西所・三沼地区
3月1日(月)	信条地区 (真野代新田・中条新田第一、第二、第三)
3月2日(火)	信条地区 (下沼新田・西野・西野新田)
3月3日(水)	上通地区 (灰島新田・中興野・新栄・大曲戸・幸南)
3月4日(木)	上通地区 (押切思川・押切駅前・池之島・坪根・大口)
3月5日(金)	中通地区
3月8日(月)	中野地区
3月9日(火)	中条地区

- * 3月10日(水)から申告期限の3月15日(月)までの間も納税相談を受付しています。
- * できるだけ上表による指定日にお越しください。
- * 確定申告書や町・県民税申告書が送付されなくても申告が必要な場合がありますのでご相談ください。

申告書の記入例

1. 住所欄の記入例
2. 扶養親族の記入例
3. 所得から差し引かれる金額の記入例

町では、左の日程表のとおり納税相談を実施します。「確定申告が必要だけど、自分で記入・計算ができない…」という方は、是非ご利用ください。

なお、納税相談の際には、下の記入例を参考に申告書の太枠①②③の各項目についてあらかじめ記入の上、お越しください。太枠内の記入がないと大変時間がかかり、他の方々の迷惑となりますので、みなさんのご協力をお願いします。また、相談期間中、農村環境改善センターの玄関に「申告書入れ」を備えておきますので、ご自分で記入して申告される方はこれをご利用ください。



申告書の記入の仕方

- ▶ ①欄は、申請者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・職業・電話番号を記入
- ▶ ②欄は、配偶者の氏名・生年月日、扶養親族の氏名・続柄・生年月日を記入
配偶者、扶養親族、本人が障害者に該当する場合は、障害者控除の欄にも記入(扶養にできるのは所得38万円以下の人です)
- ▶ ③欄は、源泉徴収票により記入

必要な書類等

- ▶ 印鑑、源泉徴収票、生命保険契約者の年金の支払調書、平成10年分所得申告参考資料のハガキ(国民年金・国民健康保険加入者)
- ◎このほか、申告内容によって次の書類等が必要【雑損控除】
- ▶ 損害額の明細書(雪降りし費用等については領収書など)
- 【医療費控除】
- ▶ 支払った医療費の領収書(あらかじめ集計を)、おむつ使用証明書など
- 【住宅取得等特別控除】
- ▶ 住民票、登記簿謄本又は抄本、売買契約書又は請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、建築確認通知書の写し又は増改築等工事証明書(増改築などの場合)
- ※家屋が共有で、借入金の年末残高が共有者それぞれにある場合(連帯債務者等)には、添付書類は各人分必要
- 【生命保険料等控除】
- ▶ 生命保険料の証明書、個人年金保険料の証明書、損害保険料の証明書

平成10年分 所得税の税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から 8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円から 29,999,000円まで	40%	3,030,000円
30,000,000円以上	50%	6,030,000円

例えば、「課税される所得金額」が650万円の場合には、求める税額は次のとおりです。
6,500,000円×20%−330,000円=970,000円

平成10年分 所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除	基礎控除	380,000円	330,000円	
	配偶者控除	380,000円	330,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	380,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円	560,000円	
	老人控除対象配偶者	830,000円	610,000円	
配偶者特別控除	配偶者特別控除	最高380,000円	最高330,000円	
	扶養親族	380,000円	330,000円	
扶養親族控除	一般の扶養親族	380,000円	330,000円	
	特定扶養親族	580,000円	430,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円	380,000円
		同居老親等	580,000円	450,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	730,000円	560,000円
		特定扶養親族	930,000円	660,000円
同居老親等以外の老人扶養親族		830,000円	610,000円	
障害者控除	同居老親等	930,000円	680,000円	
	一般の障害者	270,000円	260,000円	
障害者控除	特別障害者	400,000円	300,000円	
	老年者控除	500,000円	480,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除	寡夫控除	270,000円	260,000円	
勤労学生控除	勤労学生控除	270,000円	260,000円	
生命保険料控除	生命保険料控除	最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除	個人年金保険料控除	最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除	損害保険料控除	最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除	配偶者	860,000円		
	その他	500,000円		

- ※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上(昭和4年1月1日以前生まれ)の人です。
- ※同居老親等とは老人扶養親族のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、かつ、納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。
- ※特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満(昭和51年1月2日~昭和58年1月1日生まれ)の人です。
- ※特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有していて、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。
- ※老年者控除は申告者が65歳以上(昭和9年1月1日以前生まれ)の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

所得税法改正のポイント

所得控除関係

- 特別障害者である場合の障害者控除額が40万円(改正前/35万円)に引上げ
- 特定扶養親族を有する場合の扶養控除額が58万円(改正前/53万円)に引上げ
- 控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合の加算額が35万円(改正前/30万円)に引上げ

区分	改正前	改正後	
同居特別障害者に係る扶養控除額	特定扶養親族	83万円	93万円
	同居老親等	88万円	93万円
	同居老親等以外の老人扶養親族	78万円	83万円
同居特別障害者に係る配偶者控除額	上記以外の扶養親族	68万円	73万円
	老人控除対象配偶者	78万円	83万円
	上記以外の控除対象配偶者	68万円	73万円

住宅取得等特別控除関係

- 控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率(改正前/当初2年間2%、残り4年間1%)が、下表のとおり改正
- 所得要件が3,000万円(改正前/2,000万円)に引上げ

居住の用に供した年	借入金額の年末残高1,000万円以下の部分の控除率
平成10年	当初3年間2%、残り3年間1%
平成11年	当初2年間2%、残り4年間1%
平成12年	当初2年間1.5%、残り4年間1%
平成13年	全控除期間(6年間)1%

青色申告特別控除関係

- 確定申告書に貸借対照表、損益計算書等を添付する青色申告特別控除が45万円(改正前/35万円)に引上げ

減価償却資産関係

- ①平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法が定額法に一歩化される
- ②建物に係る耐用年数が概ね10%から20%短縮され、最長のもので50年を限度とする
- ③減価償却資産の取得価格基準が10万円未満(改正前/20万円未満)に引下げ
- ※①及び②は10年分以後、③は11年分以後の所得税より適用

譲渡所得関係

- 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に行われた土地建物等の譲渡に係る課税長期譲渡所得税率の特例制度の創設
- 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合
→課税長期譲渡所得金額×20%
- 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合
→1,200万円+(課税長期譲渡所得金額−6,000万円)×25%

地域振興券交付事業に係る条例制定案など 四議案のすべてを承認・可決

臨時町議会が一月二十七日(水)に開催され、地域振興券交付事業に係る条例制定案や予算案など四議案について審議され、いずれも承認・可決されました。
主な内容については次のとおりです。

条例関係

◎中之島町地域振興券交付事業特別会計に関する条例の制定(専決処分)

▼地域振興券交付事業の実施主体は市町村であり、国からの補助金を受けてこれを行うことから、新たにそのための特別会計を設置し、事業の円滑な運営を図るものです。

予算関係

◎地域振興券交付事業特別会計予算(専決処分)
▼予算総額七二、五〇一千元

を計上するものです。

主な内容は次のとおりです。

〔歳入〕

・国庫補助金

七二、五〇〇千元

〔歳出〕

・地域振興券交付金

六八、〇〇〇千元

・印刷製本費等事務費

四、五〇一千元

◎平成十年度公共下水道事業特別会計補正予算(第五号)

▼国の第三次補正予算に係る追加配分によるものあり、

総額二〇、〇〇〇千円の追加補正です。

主な内容は次のとおりです。

〔歳入〕

・国庫補助金

一〇、〇〇〇千元

・一般会計繰入金

一、二〇〇千元

・町債(下水道事業債)

八、八〇〇千元

〔歳出〕

・面整備(枝線)管渠工事請負費

一九、八〇〇千元

◎平成十年度一般会計補正予算(第八号)

▼公共下水道事業特別会計補正予算に伴うものであり、

総額一、二〇〇千円の追加補正です。

内容は次のとおりです。

〔歳入〕

・前年度繰越金

一、二〇〇千元

〔歳出〕

・公共下水道事業特別会計繰

出金

一、二〇〇千元



交通災害共済

～わずかな会費でみんなが安心～

家族そろって加入しましょう

交通災害共済は県内の112市町村が共同で運営している相互扶助制度です。交通事故による死亡や傷害の際、被災者やその家族に対し見舞金を贈るためのものであり、当町においては昨年11,412人のみなさんから加入していただいています。

現在、平成11年度の共済会員を募集しています。依然として多発している悲惨な交通事故による被災に備え、ご家族そろってご加入ください。

会費(掛金)

1人当たり年額500円。(年齢に関係ありません。)

なお、4月1日以降に加入した場合も同額となります。

加入方法

2月中旬に、嘱託員を通して各世帯に加入申込書を配布しますので、必要事項を記入の上、会費を添えて期限までに嘱託員へお申し込みください。

見舞金の対象とならない事故

- ①飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフトなどによる事故。
- ②耕うん機、トラクター、ブルドーザーなど、作業用機械による道路以外での作業中の事故。
- ③住宅などの庭先、工場内、屋内、作業場など、道路以外の場所で起きた事故。
- ④日本国外で発生した事故。



見舞金額

不幸にして交通災害にあった場合、下記の表の見舞金が支給されます。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,200,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	700,000円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上の傷害	200,000円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上の傷害	170,000円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上の傷害	140,000円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上の傷害	120,000円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上の傷害	100,000円
9	入院通院の実治療日数27日以上の傷害	70,000円
10	入院通院の英治療日数13日以上の傷害	50,000円
11	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	30,000円

▶4月からの改正で、2等級以下の見舞金がアップします。



どなたでも加入OK

市町村の区域内に居住している人、並びにその家族で県外に単身赴任している人や学生も加入できます。

共済期間

平成11年 平成12年
4月1日から3月31日まで

*途中加入の場合は、加入した翌日から平成12年3月31日まで

見舞金の請求期間

交通災害を受けた日から起算して原則として1年以内です。1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

問合せ先 町民課 (☎61-2014)

第8回 ウィンターふれあいハートフェスティバル

日時 2月28日(日) 午前10時～午後4時
会場 農村環境改善センター

この町に住み、この町で働く者同士が、職業や世代を超えて交流しよう！
毎年恒例の「ウィンターふれあいハートフェスティバル」が、中之島つくろう塾のみなさんによって今年も盛大に開催されます。
家にこもりがちなこの時期、みなさんお誘い合わせの上、春を呼ぶこの“あつたかイベント”にぜひ、お越しください。



昨年フェスティバルから

内容・日程 第1部「ようこそふれあい広場」新しい味・あつたか鍋サービスコーナー(10:00～12:00) / ホットサービスコーナー(10:00～12:00) / 特産品ショッピングコーナー(10:00～12:00) / ふれあい抽選ティッシュ配布(先着500名) / 伝統芸能披露(10:00～10:20) / 春を呼ぶ可愛いスター達(10:30～11:15) / もちつき・つきたてもちサービス(11:15～12:00) / ふれあい抽選(12:00～12:25) / 子供美術展(10:00～16:00)
第2部「ウィンターふれあい芸能ステージ」町内各種団体等による芸能交流(12:50～15:40) / フィナーレ“ひびけ! まちおこしの鼓動”(15:40～16:00)

河内いみ子さんと吉田早苗さんのお二人が新たに認定されました

1月14日(木)、新潟県自治会館を会場に「新潟県農村地域生活アドバイザー」の認定式が行われました。当町においては、これまでの6名の方々に加え、河内いみ子さん(興野)並びに吉田早苗さん(中条新田第二)の2名の方が、新たにアドバイザーとして県知事より認定されました。農村地域生活アドバイザーは、身近な生活環境、女性の地位向上・社会参



河内いみ子さん

農業に従事して21年。土にまみれ、汗して事をなした時の爽快感を楽しんでいる今日この頃です。これからも、多くの人たちのふれあいを大切に、農業の暮らしの喜びを実感できる生き生きとした農業・農村の実現に向かって頑張りたいと思います。



吉田 早苗さん

アドバイザーとは？それがよくわからずに引き受けてしまった私です。自分のために、そして家族のために「土地を耕し、収穫し、料理して食べる」——何と楽しく生きがいのあることでしょう。アドバイザーになったことを機に視野を広げ、自己を研ぎ、頑張っていきたいと思えます。

画、消費者等との広域交流など、地域における様々な課題についての指導や助言を行う人々であり、「食」に関する講演会の開催や料理指導といった実践活動を積極的に展開しているところです。豊かで魅力ある地域社会のさらなる活性化に向けて、8名のアドバイザーのみなさん、今後ともよろしくお願いたします。

農村地域生活アドバイザー 活動報告

家庭料理や伝統的な食文化を見直そうと、農村地域生活アドバイザーのみなさんが「ふるさとを味わう会」を開催しました。アドバイザーの樋山フミ子さんの報告をご紹介します。



樋山フミ子さん

「ふるさとを味わう会」
12月19日(土)、私たち農村地域生活アドバイザーが主催する「ふるさとを味わう会」を農村環境改善センターで実施しました。
今回のメニューは、中之島産の大豆を使つての豆腐作り、ごま豆腐、さけずし、蒲鉾の飾りきりでした。
お正月が近く、その料理の参考にするためか、総勢24名という多数の方々の参加があり、みんなでいろいろな意見を出し合いながらの楽しい実習となりました。
同じテキストで作った料理でも、それぞれ味が微妙に違っており、これがいわゆる「家庭の味」というものだと思います。
豆腐作りは少し手間がかかりましたが、スーパーで売られているような豆腐とはひと味違ったおいしさを味わうことができました。
食品の添加物について様々なことがいわれている昨今ですが、「安全な食べ物を安心して食べられる」ように、これからも努力していきたいと思っています。
中之島町には農産物加工所がありません。まだご利用になったことのない方は、ぜひ一度足を運んでみられてはいかがでしょうか？

国保年金 コーナー 問合せ先 町民課 電話61-2014

就職されるみなさんへ

Q 私は大学生で20歳から国民年金に加入しています。4月から就職することになっていますが、厚生年金に加入したら今までの国民年金についてはどうなるのですか？

A 国内に住む20歳から60歳までの人は、すべて国民年金に加入することになっています。

自営業者や学生等は第1号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者として国民年

厚生年金 共済組合		
国民年金 (基礎年金)		
[第1号被保険者] 自営業者等	[第3号被保険者] 第2号被保険者の被扶養配偶者	[第2号被保険者] 会社員・公務員等

金に加入し、基礎年金としての土台をつくっています。厚生年金や共済組合は、その土台に上乗せ部分としての給付を行います。また、複数の年金制度に加入しても、使用する基礎年金番号は一つです。基礎年金番号は年金手帳(又は基礎年金番号通知書)に記載してあります。あなたが就職するとき、年金手帳を事業主に提出してください。基礎年金番号は生涯にわたり使用します。年金手帳は大切に保管しましょう。



◎は就学のために他の市町村に住むとき、○は旅行などにより、長期に住所を離れるときに、別個に被保険者証が交付されます。被保険者証の第一面に表示し、交付されます。

国保に加入している人については、就学のため親元を離れ他の市町村に住むとき、長期の旅行や特別の事情があり家族と離れた所で生活することなどに、町へ申請することによって別個に被保険者証が交付されます。保険税の負担に変わりはなく、また、別々に納める必要ありません。

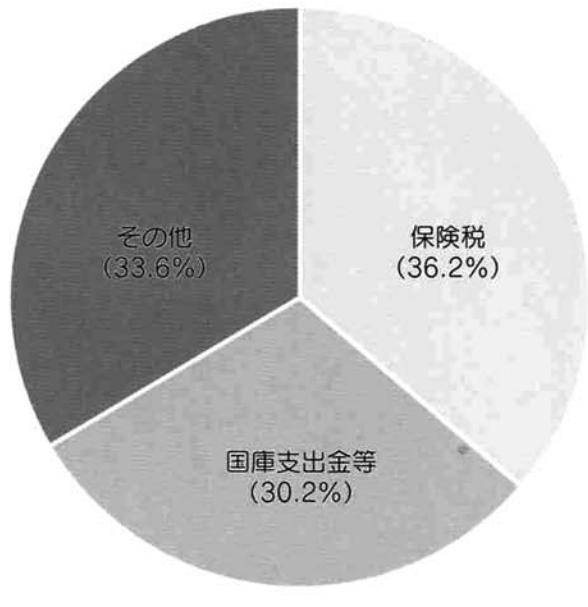
に大きな支障が出てきます。保険税は、国保歳入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源となっています。左グラフ参照

医療技術の進歩などにより医療費が年々増加しています。また、今後もさらに医療費が増加していくことが予想されます。一人一人が、貴重な医療費を大切に使いましょう。

医療費を大切に使いましょう

保険税は国保を支える貴重な財源です。保険税を納めない人がいると国保の健全運営

平成9年度 国民健康保険・歳入割合





▲興野・諏訪神社の拝殿に奉納されたしめ縄

元気のいい喚声をあげて

第6回新春ちびっ子カルタ大会を開催

カルタ遊びを通じて、ふるさと中之島の歴史や文化などにふれ、そのすばらしさを子どもたちにも知ってもらおう—中之島つくろう塾が主催する恒例の「新春ちびっ子カルタ大会」が今年も開催され、会場の農村環境改善センターに子どもたちの元気のいい喚声が響き渡りました。

大会は、1月27日(水)に保育所年長組、2月2日(火)には小学校1・2年生を対象にそれぞれ行われ、紅・白のチームに分かれての競い合いをしました。

日ごろ、一生懸命練習してきたのでしよう、素早い動作で上手に絵札を取る光景があちこちで見られ、また、終始みんながマナーをしっかりと守って競技している姿が印象的でした。



▲「中之島ふるさとカルタ」



▲保育所年長組による大会



▲小学校1・2年生による大会

職人芸を伝授

興野地区でしめ縄の講習会を開催

昨年12月6日(日)、興野集落開発センターを会場に「しめ縄の講習会」が開催されました。

これまで、興野地区内にある諏訪神社に奉納するしめ縄づくりは、毎年 中条東の中村用二さんに依頼していましたが、「地元のみんなで何となくつくれないものか」という声を受け、中野西部第二老人クラブ(会長/河内藤雄さん)が音頭をとって、このたびの講習会が実現したものです。

当日は、同老人クラブの会員をはじめ、地元のみなさん15名程が参加。長時間にわたって、講師の中村さんからその手ほどきを受けました。河内会長は、「今後は、老人クラブと若い人たちが協力し合っしめ縄をつくらせていきたい。そして、それが世代を超えた交流の一助となれば」と話しておられました。



▲長時間にわたったしめ縄づくりの講習会

声をそろえて元気よく

中之島中央小でNHKテレビの収録

1月20日(水)、中之島中央小学校6年生のみなさんにご協力をいただき、NHK新潟のミニ番組「ここはどこかな」の収録を行いました。



▲収録にご協力いただいた中之島中央小・6年生のみなさん

同番組は、県内市町村の名所・旧跡や産業、イベントなどの映像で構成されるミニ番組であり、今年3月の放映分で当町が紹介されることになっています。この中に、「なかのしままち」と叫ぶシーンが挿入されることから、同校体育館において卒業記念の手作り大風をバックに、その1カットをビデオ撮影したものです。

なお、当町分の番組放送予定は次のとおりです。

◎NHK新潟・総合テレビ「ここはどこかな」/3月6日、13日、20日、27日(いずれも土曜日)の午後6時40分~45分

交通事故防止に大きな貢献

丸寅建設機が交通安全表彰

事業所として多年にわたり交通安全対策を積極的に推進し、交通事故防止に貢献した功績によって、丸寅建設株式会社が(財)全日本交通安全協会より表彰を受けられました。

同社は、23年間にわたり従業員とその家族が無事故であることに加え、日ごろから交通安全対策に積極的に取り組んでいることが認められ、全国93事業所(県内3事業所)の一つとしてこのたび表彰されたものです。1月13日(水)、東京・日比谷公会堂で開催された「第39回交通安全国民運動中央大会」において、松井一男社長が表彰状と記念品を受け取られました。



▲表彰を受けられた丸寅建設機・松井社長

泣き虫鬼、わがまま鬼を追い出せ!

町内各保育所で節分の豆まき

2月3日(水)、節分に当たるこの日は各保育所で豆まき行事が行われました。

中通保育所でも、からだの中にある「泣き虫鬼」「わがまま鬼」を追い出そうと、子どもたちがお互いに豆をぶつけ合いました。

その後、遊戯室に大きな赤鬼が乱入。最初は驚き、怖がっていた子どもたちですが、「鬼は〜外、福は〜内」と何度も大声で叫びながら豆を投げつけ、必死になってこの鬼を追い払いました。節分、そして立春も過ぎ、暖かい春が待ち遠しいですね。



▲「鬼は〜外!」「福は〜内!」

平成12年度からの新たなしくみ

介護保険制度に関する説明会を開催

高齢社会の急速な進展に伴い、現在の医療・福祉制度を見直し、介護を必要とする人を社会全体で支え合う制度をつくらう—こうして新たに創設されたしくみが、平成12年4月からスタートする「介護保険制度」です。町では、この制度による各種サービスを利用するために必要な「要介護認定」の申請受付を今年10月から開始することから、町民のみなさんに制度の概要をご理解いただくため、「介護保険制度に関する説明会」を開催しました。

説明会は、1月26日(火)から5日間にわたって延べ10会場で行いましたが、どの会場もたいへん多くのみなさんからご出席をいただき、また、内容に関する質問も多く出され、この新しい制度に対する関心の高さが窺えました。



▲1月29日、中条公民分館での説明会の様子

地域経済の活性化に向けて

地域振興券・特定事業者募集説明会を開催

当町が発行する地域振興券は、町内に8つの会場を設けて3月28日(日)に各対象者へ交付する予定で準備を進めているところです。

この地域振興券を取り扱う商店等(特定事業者)は、町への事前登録をしていただく必要があることから、このたび町では、この登録手続きや振興券の具体的な取り扱い方法などについての事業者向け説明会を開催しました。

1月28日(木)、町民文化センターを会場に行ったこの説明会には、町内に店舗のある事業者など約80名のみなさんが出席。町側からの概要説明の後、釣り銭やつけ払いに関することなど、様々な質疑が出されました。なお、地域振興券取扱店の募集期間は、2月1日(月)から2月19日(金)までです。



▲熱心に説明に聞き入る事業者のみなさん



**税務課からの
お知らせ**

固定資産課税台帳の縦覧について
町では、次のとおり固定資産課税台帳の縦覧期間を設けます。

縦覧は無料ですので、平成10年中に家屋調査の対象となった方は、この機会をぜひご利用ください。

なお、平成11年度の固定資産税の第1期納期限は、4月末を予定しています。

縦覧期間
3月1日(月)～3月23日(火)
(土・日曜日を除く)の間の午前8時30分～午後5時
4月1日から各種証明書が
変わります

税務課で発行している評価・所得・納税証明書等、各種証明書の町長の証明公印は現在朱色で押印されていますが、4月1日からは黒色の公印(電子印)に変わります。また、証明書の用紙についても、コピーによる偽造を防止するためにA4サイズの偽造防止用紙(地紋紙)に変更します。

問合せ先
税務課(■61-2017)

「広報なかのしま」の無料送付を受付中
町では、ご希望により「広報なかのしま」を町外在住の肉親の方などに無料で郵送する「ふるさとだより」を実施しています。

現在、平成11年度分の希望者の受付をしています。

送付期間
平成11年4月号～平成12年3月号の一年間

申込方法
次の各項目について、誤りのないよう確認の上、申込を送付先の郵便番号、住所(番地、号室等まで正確

に)、氏名
・申込人の住所、氏名、電話番号
※送付は国内のみ。電話による申込、一人で複数の申込も可。

申込期限
3月19日(金)

継続申込等について
現在、すでに送付を受けている方についても、4月以降の継続を希望される場合は必ず申込をしてください。申込後、送付先の住所等に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

申込及び問合せ先
企画課(■61-2011)

(土)資格を有する者

勤務地
・特別養護老人ホーム横山けやき苑(長岡市)
・老人保健施設てらどり(寺泊町)
・特別養護老人ホーム桐原の郷(寺泊町)

受付期間
随時

採用年月日
随時

応募及び問合せ先
老人保健施設てらどり
(〒959-1015) 三島郡寺泊町大字下桐850-11 ■0256-19713200)

将棋大会
日時
2月21日(日) 午前9時開会

会場
公民館

参加費
1,000円(昼食代)

申込期限
いずれも2月17日(水)(電話による申込も可)

※将棋については、申込時にブロック(上級・中級・初心者)の希望をとりまします。

申込及び問合せ先
町民文化センター(■66-1310)

町民囲碁・将棋大会のご案内

町公民館では、町民囲碁大会及び将棋大会を開催します。愛好者のみなさん、奮ってご参加ください。

囲碁大会
日時
2月21日(日) 午前9時開会

会場
町民文化センター

参加費

**県税の納税は
便利な口座振替えて**

県税の納税は、便利で安全な振替納税をご利用ください。口座振替制度は、納税者のみなさんが金融機関や県財務事務所の窓口に向いて納税するわずらわしさを省き、金融機関の預金口座から自動的に納税できるものですので、ぜひご利用ください。

取扱いはする税目
・自動車税(軽自動車税は市

レクダンスinなかのしま開催

3月14日(日) 午後1時～4時/農村環境改善センター
主催：レクダンスクラブどんどん・公民館
参加費 500円 申込期限 3月9日(火)
*レクリエーションダンスに興味のある方ならどなたでも。動きやすい服装とズックをお持ちください。
申込・問合せ先…町民文化センター(■66-1310)

町村税
・個人事業税(1期・2期分)
対象者
県税を取扱っている金融機関に預金口座のある納税者ならどなたでも

取扱い金融機関
銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合など(郵便貯金からの振替納税は不可)

申込手続き
取扱い金融機関へ印鑑(預金通帳使用印)を持参の上、申込

※申込用紙は、金融機関及び県財務事務所窓口にて備えてあります。

問合せ先
各取扱い金融機関
県三条財務事務所取税課
(■0256-13612210)

します。
日時
3月4日(木) 午後0時55分～3時25分

会場
新潟ユニゾンプラザ多目的ホール(新潟市上所2)

内容
講演「真の笑いは平等な心から」出会い・ふれ愛・わさあいあい」
講師：桂 文福氏
啓発映画上映「蛍の舞う街」

対象
一般県民

申込方法
住所、氏名、電話番号を明記し、ハガキ又はファクシ

ミリで
※定員(448名)になり次第締切り

申込及び問合せ先
県庁福祉保健課人権啓発室(〒950-1857) 新潟市新光町4-1-1 ■025128515511・内線2639/FAX 025128313466

ドキュメンタリー映画
上映会のご案内
見附青年会議所では、ドキュメンタリー映画「地球交響曲(ガイアシンフォニー) 第一番」の上映会を開催します。

日時
2月21日(日) 午後5時開演

会場
見附市中央公民館大ホール

上映映画
「地球交響曲(ガイアシンフォニー) 第一番」

チケット
・前売券 1,000円
・当日券 1,200円

※学生は、当日学生証を提示することにより無料で入場できます。

プレイガイド
ボンオーハシ見附店、上野屋書店本町店、タイムズマート南本町店

問合せ先
見附青年会議所(■62-1365)

町民文化センター「マナビイプラザなかのしま」Information
町民文化センター(■66-1310)

期日	内容	入場料	備考
3月9日(火) 18:30開演	館野泉&岸田今日子音楽物語	全席自由人 大 2,000円 中学生以下 1,000円	好評中

プレイガイド
JA中之島町本店・各支店/押切駅前・南蒲原中条・今町郵便局/本屋さくら堂/押野見書店/ツモリレコード店/中越音楽文化協会

中之島町下水道排水設備指定工事店のお知らせ
平成11年2月1日付けで次の工事店を新たに指定しました。
第一設備(南)
■24173353

役場(代表) 0258-66-2002
・総務課 61-2010・企画課 61-2011・建設課 61-2012・出納室 61-2013
・町民課 61-2014・産業課 61-2015・保健福祉課 61-2016・税務課 61-2017
・議会事務局 61-2018・農業委員会事務局 61-2019
・教育委員会事務局/庶務学校教育課 61-2020
・生涯学習推進課(町民文化センター) 66-1310

日常生活会の身近な出来事を人権という視点で考え、すべての人の人権を尊重するという意識を高めてもらうとうと、県と県教育委員会では、「平成10年度人権講演会」を開催

人権講演会の
ご案内

越後のまん中 夢発信基地
長岡地域広域市町村圏ガイド

長岡市
'99長岡雪しか祭り
●期日/2月20日(土)～21日(日)
●会場/ハイブ長岡周辺
●内容/100だるま大会、ミス雪嶺コンテスト、雪上火花など
●連絡先/市観光課 ■39-2221

小千谷市
おぢや風船一揆 旧日本海カップ'99
●期日/2月20日(土)～21日(日)
●会場/小千谷市西中地内
●内容/競技フライト、パラセーリング、体験試乗
●連絡先/市商工観光課 ■83-3512

見附市
アルカディアフェスティバル
●期日/3月7日(日) 10:00～
●会場/見附市文化ホールアルカディア
●料金/(前売)大人800円、中学生以下500円、ペア券1,000円
●連絡先/市文化ホール ■63-5321

栃尾市
とちお遊雪まつり
●期日/2月21日(日) 11:00～
●会場/栃尾中央公園
●内容/戦国時代の戦場をモチーフとした雪上滑りレース、法い、市など
●連絡先/市観光協会 ■53-2030

山古志村
古志高原スキーカーニバル
●期日/2月27日(土)
●会場/古志高原スキー場
●内容/たいまつ清走、花火大会、宝さがしなど
●連絡先/古志高原スキー場 ■59-3500

川口町
えちごかわぐち物語 '99冬まつり
●期日/2月20日(土)～21日(日)
●会場/キャンパス川口
●内容/雪洞(かまの)火はたる村制作、雪上レクリエーションなど
●連絡先/町教育委員会 ■89-3111

小国町
第12回おぐに雪まつり
●期日/2月28日(日) 9:30～(前日・前夜祭)
●会場/小国町総合グラウンド
●内容/雪上エンデュアロ、雪あそびなど
●連絡先/町企画商工課 ■95-5906

建設工事等入札結果

場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定日
中野西	村上居村線道路改良第2次工事	740万円	(南)宝建設	11.3.25
西高山新田	中西中条線道路維持修繕第2次工事	670	(株)遠藤建設	11.3.25
大保	中野大保線道路維持修繕工事	385	(南)室橋組	11.3.25
池之島	岡押切駅前公園整備工事	373	(株)松井組	11.3.25
猫興野	枝1287号線外下水道工事	383	(株)松井組	11.3.25

地域振興券の申請と交付について

このたび中之島町が発行する「地域振興券」の交付対象者については、「広報なかのしま1月号」(平成11年1月14日新)でお知らせしましたが、その申請方法等については下記のとおりとなりますのでお知らせします。

(1) 15歳以下(昭和58年1月2日以降に生まれた者)の子供のいる世帯の世帯主の場合は特に申請の必要はありませんので、次により交付を受けてください。

(1) 3月中旬に引換申請券が郵送されます。



(2) 3月28日(日)に各地区の下欄の会場において
 ①引換申請券 と ②身分証明書
 を持参して交付を受けてください。

* 代理人が来る場合は委任状に記入し、代理人の身分証明書を持参してください。

(2) (1) 以外の交付対象者の場合は交付申請が必要です。

交付対象者になると思われる方には近日中に交付申請書を郵送しますので、次により申請を行ってください。

地区名	中之島	上通・中通	中野・中条	信条・三沼・西所	全地区
受付日	2/17(木)	2/18(木)	2/19(金)	2/22(月)	2/23(火)

* 指定日に来れない場合は、全地区又は他の地区の日に来てください。

(1) 郵送された交付申請書に必要事項を記入押印し、役場へ提出してください。



(2) 申請書を審査後、3月中旬に交付決定通知書兼引換券が郵送されます。



(3) 3月28日(日)に各地区の下欄の会場において
 ①交付決定通知書兼引換券 と ②身分証明書
 を持参して交付を受けてください。

* 代理人が来る場合は委任状に記入し、代理人の身分証明書を持参してください。

平成11年3月28日(日) 地域振興券交付会場

中之島地区	町民文化センター	中通地区	中野公民館	中条地区	中条児童館	三沼地区	三沼公民館
上通地区	上通公民館	中野地区	中通公民館	信条地区	中条新田大字事務所	西所地区	西所公民館

** お問い合わせは、中之島町役場総務課 0258-66-2002まで **

地域振興券取扱店募集中

募集期間 平成11年2月1日(月) ~ 平成11年2月19日(金)
 登録方法 下記のとおり

中之島町で発行する「地域振興券」を取り扱うためには、中之島町内に店舗等がある事業者が事前に登録を受けることが必要です。

現在、募集を行っておりますので、期限までにお申し込みください。

特定事業者

登録を受けた事業者は、中之島町が発行する地域振興券の交付を受けた住民の皆さんが買い物等で利用できる特定事業者となります。

特定事業者は、地域振興券を持参した方に券面記載額に相当する物品の販売、貸付あるいは、サービスの提供をおこなっていただきます。

登録資格

中之島町内に店舗等があり、小売業(製造業・卸売業等の小売も含む)飲食業、洗濯・理美容・医療業、運輸通信業(旅行業含む)建設業、その他各種サービス業の業を営む方

申込方法

特定事業者の登録をするための申し込みは、町役場(総務課)にある地域振興券特定事業者登録申込書に必要事項を記入し、営業証明書(役場税務課で発行)を添えて、平成11年2月19日(金)までに、町役場総務課に申し込んでください。

(町商工会の会員の方は商工会事務局へ申し込んでください。
 この場合、営業証明書は不要です。)

登録

申込のあった事業者が登録資格を有することを確認のうえ、地域振興券特定事業者登録証明書・地域振興券見本・特定事業者店頭表示ポスター・換金請求書を配付します。また、町民に特定事業者を周知します。

換金

換金請求書に必要事項を記載し、地域振興券を添えて、登録証明書を明示のうえ、町指定の取次金融機関(中之島町農協・新潟県信用組合中之島支店)に換金を申し出ることにより、町から指定口座に送金されます(月2回)。

** お問い合わせは、中之島町役場総務課 0258-66-2002まで **